



墨田区協治(ガバナンス)推進条例

発行
墨田区
平成23年2月

墨田区 協治 推進条例

(ガバナンス)



私たち区民一人ひとりが、
ともに考え、
ともに行動する実践を通して、
協治（ガバナンス）による
まちづくりを進めます。



平成23年
4月施行

みんなで力を合わせる 「協治(ガバナンス)によるまちづくり」に向けて

「協」という字には、みんなで力を合わせるという意味があります。区では基本構想に、区政運営の機軸として「協治(ガバナンス)」の考え方を定め、みんなで力を合わせ、今後のまちづくりを行うこととしています。

社会が複雑化し、区民の皆さんの価値観やライフサイクルも多様化する中、区を始めとした行政機関だけでは、今や公共サービスをきめ細かく提供することが困難となっています。また、地域の連帯感が希薄化する一方、区民の皆さんが地域での活動を通じて自己実現をしたいというニーズの高まりに対し、地域の支えあいを再構築するなど、改めて墨田区における自治を捉え直すことが必要になっています。

そのような中、みんなで力を合わせる「協治(ガバナンス)によるまちづくり」に向けて、このたび、その拠りどころとなる条例を定めました。この条例では、「情報の共有」「参加」「協働」をまちづくりの3原則として掲げ、区民の皆さん一人ひとりが、ともに考え、ともに行動する実践を通して、協治(ガバナンス)によるまちづくりを進めることとしています。

この条例をきっかけとして、区民の皆さん自ら、これまでの経験や得意分野を活かし、地域のまちづくりに参加していただくことによって、いきいきと輝いていく。さらに地域のつながりや支えあいの中、やさしさやおもいやりのまちづくりによって、みんなが幸せになっていく。こうした地域に根ざした区民の皆さんの実践によって、だれもが安心して快適に暮すことができる、魅力や活力あふれる地域社会が実現していきます。

もくじ

- 墨田区協治(ガバナンス)推進条例で定めていること 3
- 墨田区協治(ガバナンス)推進条例のQ&A 4
- 協治(ガバナンス)によるまちづくりを担う主体の役割 6
- 協治(ガバナンス)によるまちづくり推進のための区政の仕組み 8
- 墨田区協治(ガバナンス)推進条例全文 10
- 墨田区協治(ガバナンス)推進条例ができるまで 15

協治(ガバナンス)による まちづくりを進めるための 基本的なルールを定めています。

この条例では、以下の3つのことを定めて、協治(ガバナンス)によるまちづくりの基本的なルールを明文化しています。

第2条(用語の定義)より

(1) 協治(ガバナンス)
区民等及び区が、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、ともに考え、ともに行動することで、地域の課題を解決していく社会のあり方をいいます。

1 協治(ガバナンス)による まちづくりの基本理念・基本原則

『協治(ガバナンス)によるまちづくり』のもっとも基本となる理念や原則を定めています。

第3条(基本理念)より

協治(ガバナンス)によるまちづくりは、区民等及び区がともにまちづくりを担う主体であることを基本として、行われるものとします。

第4条(基本原則)より

情報の共有

まちづくりに関する情報が、区民等及び区の共有のものであることを認識した上で、まちづくりに関する情報を共有するものとします。

参加

区民等は、自主的かつ主体的にまちづくりに参加するものとします。

協働

地域社会にかかわる多様な主体の協働を基本として、まちづくりを行うものとします。

2 協治(ガバナンス)による まちづくりを担う主体の役割

協治(ガバナンス)によるまちづくりを担う主体である、「区民等の役割」「区の役割」を定めています。

◎詳しくは、p6『協治(ガバナンス)によるまちづくりを担う主体の役割』。

3 協治(ガバナンス)による まちづくり推進のための区政の仕組み

協治(ガバナンス)によるまちづくり推進のための仕組みとして、「情報の共有」「区政への参加」「協働」について定めています。

◎詳しくは、p8『協治(ガバナンス)によるまちづくり推進のための区政の仕組み』。

Q.1 『協治(ガバナンス)によるまちづくり』ってなに？

A.1 みんなの知恵と力で、「すみだ」を“いきいき”させる。それが、『協治(ガバナンス)によるまちづくり』。

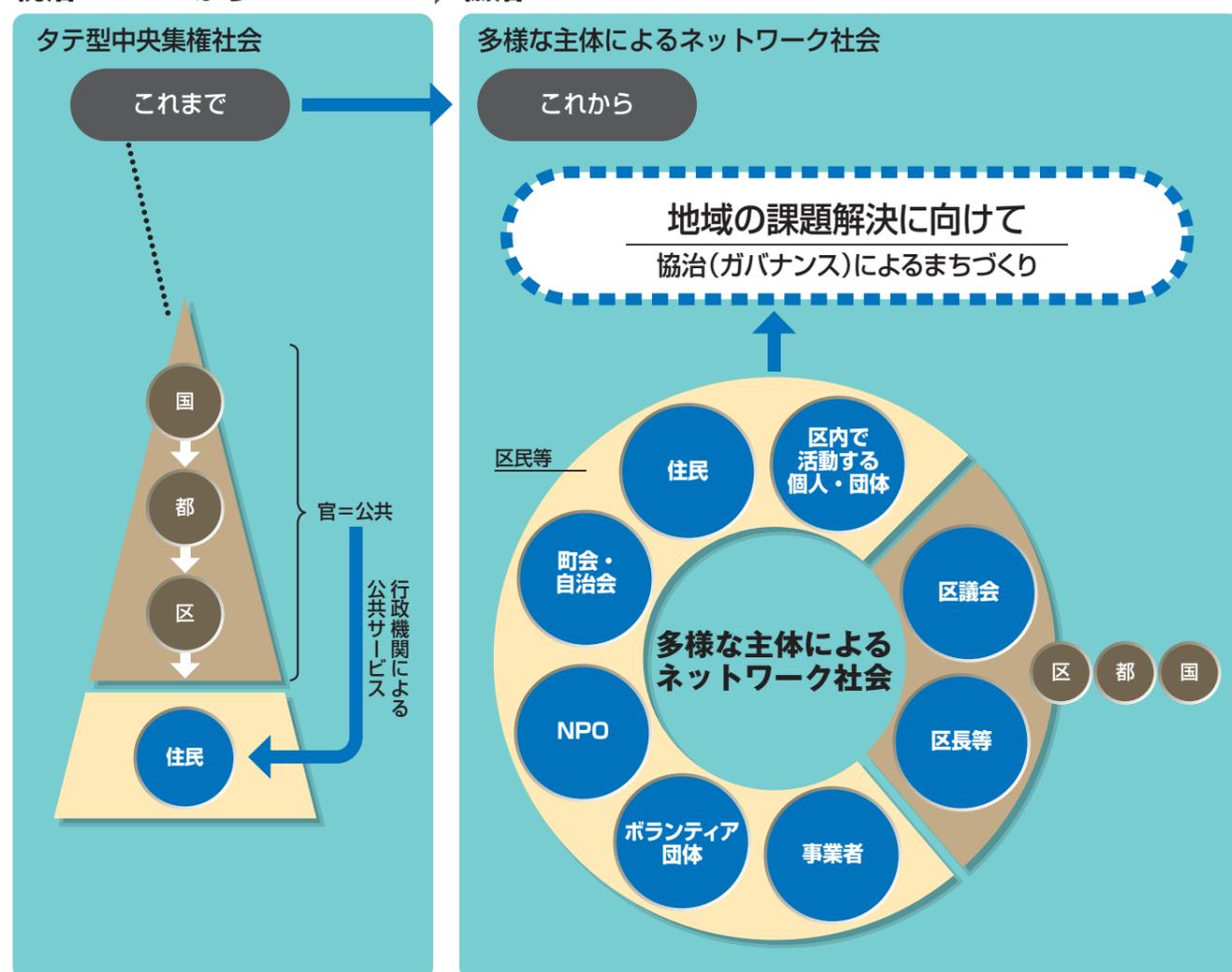
墨田区における「協治(ガバナンス)」とは、「区民等と区が、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、ともに考え、ともに行動することで、地域の課題を解決していく社会のあり方」をいいます。

区では、基本構想に「協治(ガバナンス)」というキーワードを掲げて以来、みんなの知恵と力で「すみだ」をつくる『協治(ガバナンス)によるまちづくり』を区政運営の機軸としています。

**墨田区
基本構想**

基本構想とは、まちの将来を展望してあるべき姿を描く区民共通の目標であるとともに、自治体運営の最も基本となる指針です。墨田区では、平成17年に「～水と歴史のハーモニー～人が輝く いきいき すみだ」というまちづくりの基本理念を定めた基本構想を策定しました。

統治(ガバメント)から 協治(ガバナンス)へ



Q.2 なぜ、協治(ガバナンス)の条例が必要なの？

A.2 みんなでまちづくりを進めるために、共通のルールが必要だからです。

この条例が必要とされた背景には、二つの理由があります。

一つは、「地方分権の進展」です。国と都・区の関係が、“上下・主従”から“対等・協力”の関係へと変わる中、これまで以上に地域特性を活かした自主・自立の区政運営が求められています。

もう一つは、「社会環境の変化」です。住民ニーズが多様化する中、行政機関のみでは、きめ細かい公共サービスを提供することが難しくなっています。これからは、地域の課題解決に向けて、多様な主体によるネットワーク社会を構築していくことが重要です。

協治(ガバナンス)推進条例は、「地方分権の進展」や「社会環境の変化」の流れの中で、区民等と区(区議会、区長等)がともに協力して、『協治(ガバナンス)によるまちづくり』を進めるために必要なルールです。

Q.3 この条例によって何が変わるの？

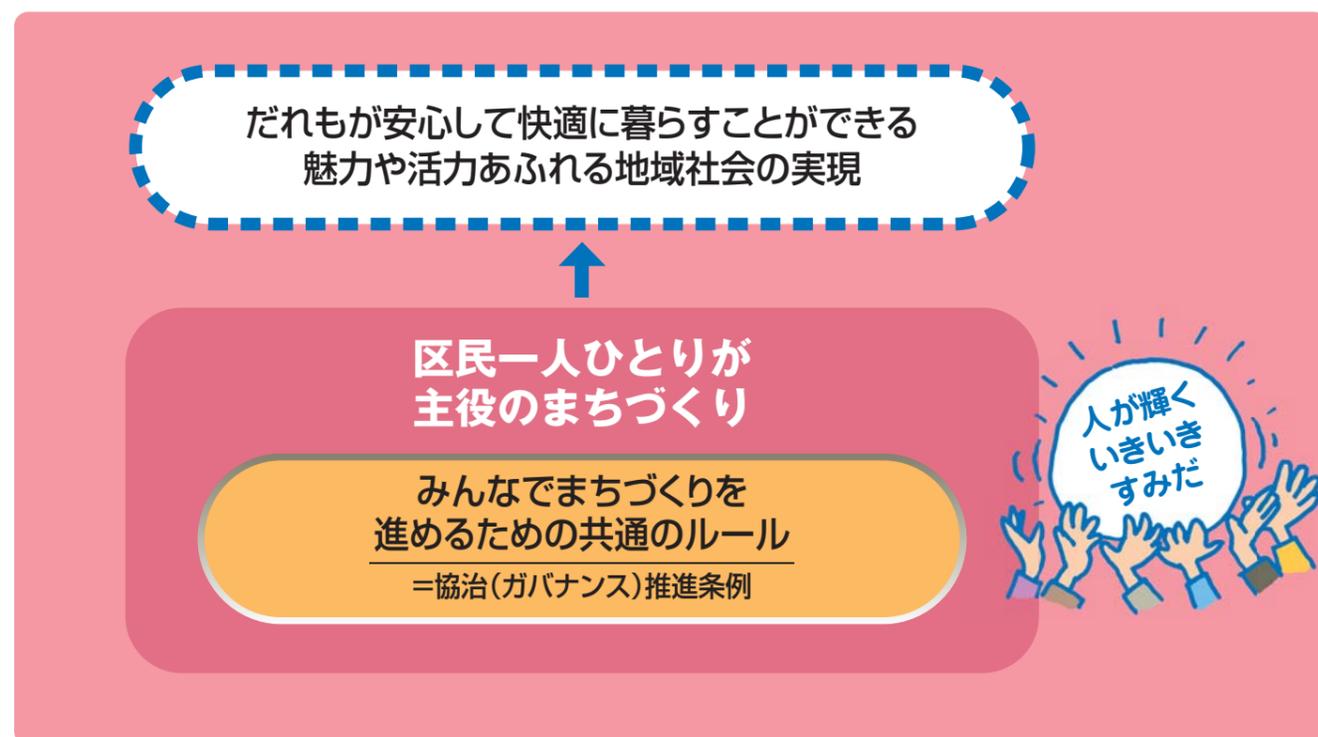
A.3 みんなの知恵と力を活かすことで、みんなが望むまちに一步ずつ近づきます。

この条例は、制定すればそれでよいというものではなく、みんなの知恵と力を活かすために使われて初めて役に立つものです。

ともに考え、ともに行動する実践を通して、だれもが安心して快適に暮らすことができる、魅力や活力あふれる地域社会の実現に一步ずつ近づいていきます。

第1条(目的)より

この条例は、墨田区における協治(ガバナンス)によるまちづくりの基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、区民等及び区のそれぞれの役割並びに協治(ガバナンス)によるまちづくり推進のための区政の仕組み等を定めることにより、もって区民福祉を増進させ、だれもが安心して快適に暮らすことができる、魅力や活力あふれる地域社会を実現することを目的とします。

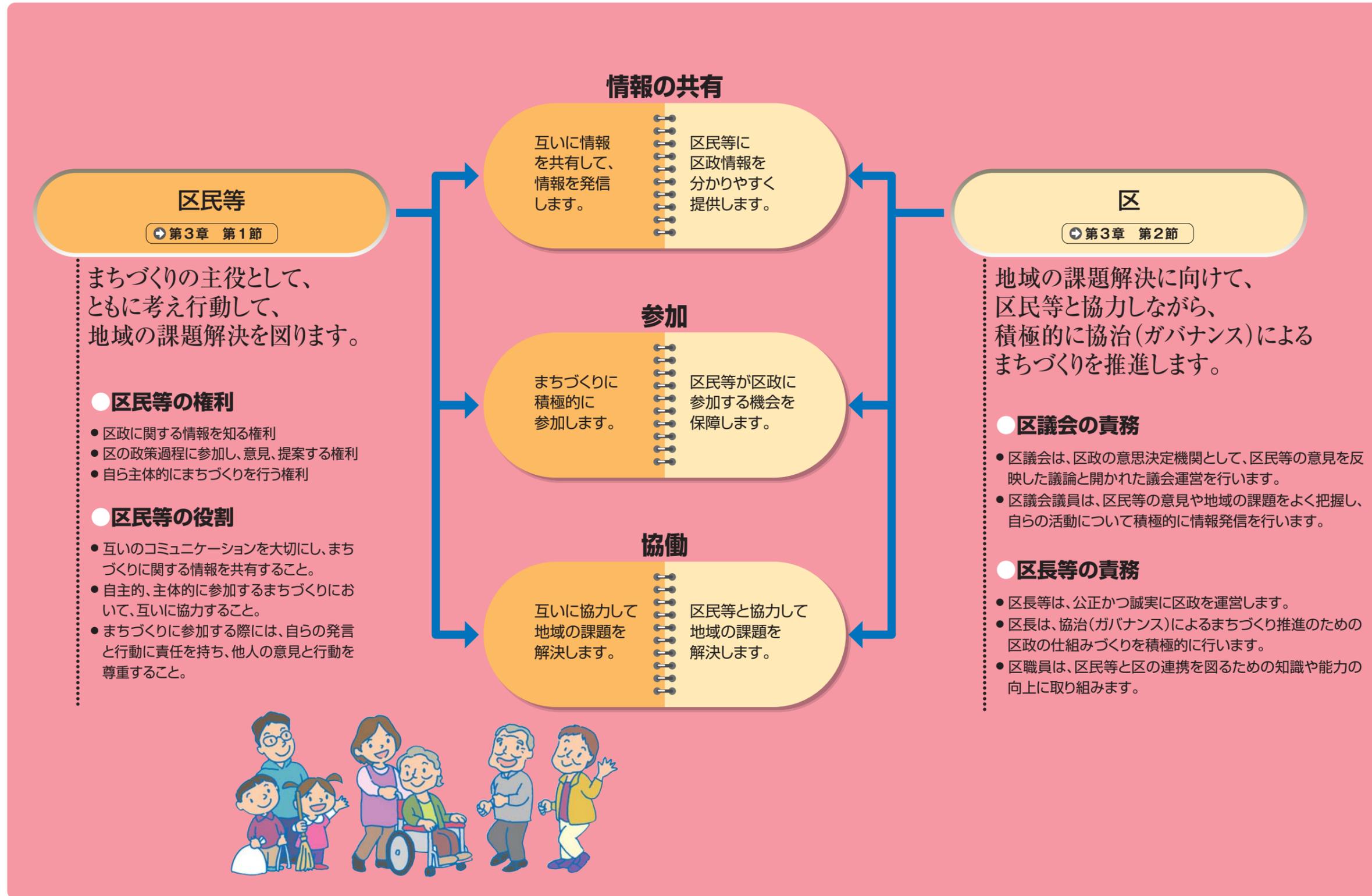


区民等と区（区議会・区長等）、
みんながまちづくりの担い手です。
それぞれが果たすべき
役割を定めました。

協治（ガバナンス）によるまちづくりを進めるために、区民等、区議会、区長等それぞれの担い手の役割を定めました。

区民等は、積極的にまちづくりに参加し、互いに協力して地域の課題を解決します。区は、自主・自立の

区政運営を行うとともに、区民等と協力しながら協治（ガバナンス）によるまちづくりを推進します。



3つの基本原則に基づいて、 区政の仕組みも 変えていきます。

区では、「情報の共有」「区政への参加」「協働の推進」について、これまで情報公開条例のように個別の仕組みとして定めたり、審議会委員の公募のようにそれぞれの取組みとして行ったりしてきましたが、より確かな仕組みと

なるよう、この条例に決めました。

今後、区民等によるまちづくりを応援するための環境整備など、協治（ガバナンス）によるまちづくりを進めるための具体的な仕組みづくりをさらに進めていきます。

基本原則 1

情報の共有

第4章 第1節

まちづくりは、 まちの情報を知ることから 始まります。

区民等と区がともにまちづくりを進めるためには、区政に関する情報はもちろんのこと、まちに関する情報が共有されていなければなりません。

区は、まちの情報を上手に集め、区民等に分りやすく提供します。また区民同士も、互いのコミュニケーションを大切に、まちづくりに必要な情報を共有します。



第15条（情報の共有）より

- 1 区は、区民等の知る権利を保障し、区政情報について適切な公開及び提供を行うことにより、情報の共有を推進します。
- 2 区は、区民同士が地域の課題解決に向けてまちづくりに関する情報を互いに共有することができるよう努めるものとします。

基本原則 3

協働の推進

第4章 第3節

「身近なまちづくりに取り組みたい」 そんな想いを応援します。

区民等と区が、互いの得意分野を活かして協力することで、地域の課題を解決する、そんな協働のまちづくりを推進します。そのために、区は、協働のまちづくりのコーディネート役として、区民等やコミュニティの活動を支援します。

第2条（用語の定義）より

(8) 協働

地域の課題解決に向けて、共通の目的を持ち、互いに対等な立場で協力し合うことをいいます。

第28条（協働の推進）より

区は、区民等と協働を進めるに当たっては、互いの役割分担について十分な協議を行うものとします。



基本原則 2

区政への参加

第4章 第2節

区民一人ひとりの声を、 もっと区政に活かします。 区民同士のつながりを大切に。

区の政策等の企画から結果の評価まで、様々な段階で、区民等のだれもが参加できる機会を設けます。

また、地域ごとの課題の解決など、区民等による主体的な取組みが求められる場合には、区民同士の合意形成を図ることができるよう、参加の方法を工夫します。



●参加の方法については、次のようなものがあります。

パブリック・コメント手続、審議会、協議会、ワークショップ、意見交換会、懇談会、アンケート、ヒアリング、提案書 など

第2条（用語の定義）より

(7) 区政への参加

区の政策等の企画立案、実施及び評価の各過程（以下「政策過程」といいます。）に、区民等が自ら主体的にかかわることをいいます。

第22条（区政への参加）より

- 1 区は、区民等が区政に参加する機会を積極的に保障します。
- 2 区は、区政への参加について多様な制度を整備し、区民等が容易に区政に参加することができるよう十分配慮するものとします。

そして、3つの仕組みの実効性を確保するために…

この条例はまちづくりの道具。

上手に使っていきましょう。第5章

「協治（ガバナンス）」の 考え方を広げていく 取組みを行います。

みんなで力を合わせてまちづくりを行うことができるよう、条例の理念を理解し、活用していくことを目指して、『協治（ガバナンス）によるまちづくり』について普及・啓発を行います。

条例を運用しながら チェックします。

この条例の運用状況を検証し、必要に応じて条例の見直しを行います。

墨田区 協治(ガバナンス)推進条例全文

前文

私たちが暮らすまち「すみだ」は、東京の母なる川、隅田川の悠久の流れに沿って、歴史ある江戸の伝統文化を継承し、これまで発展してきました。そして、人と人とのふれあいを育む下町情緒と心意気が、互いに支え合う地域のつながりに受け継がれる中、やさしさやおもいやりの心を大切にしたまちづくりが今、新たな広がりを見せています。

私たちは、先人が築き、守り、育んできた文化や産業をさらに発展させ、夢や誇りを持つことができる「すみだ」を次世代の子どもたちに引き継ぎます。

そのためには、私たち区民一人ひとりが、ともに考え、ともに行動する実践を通して、協治(ガバナンス)によるまちづくりを進める必要があります。このような考えのもと、地域の課題解決に向けて、協治(ガバナンス)によるまちづくりを担う主体が、それぞれの役割と責任を果たすことにより、だれもが安心して快適に暮らすことができる、魅力や活力あふれる地域社会の実現に努めます。

ここに、墨田区における協治(ガバナンス)によるまちづくりを推進するために、私たちの共通の規範として、この条例を制定します。

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 協治(ガバナンス)によるまちづくりの基本理念及び基本原則(第3条・第4条)

第3章 協治(ガバナンス)によるまちづくりを担う主体

第1節 区民等の役割(第5条-第8条)

第2節 区の役割(第9条-第14条)

第4章 協治(ガバナンス)によるまちづくり推進のための区政の仕組み

第1節 情報の共有(第15条-第21条)

第2節 区政への参加(第22条-第27条)

第3節 協働の推進(第28条・第29条)

第5章 実効性の確保等(第30条・第31条)

第6章 委任(第32条)

付則

第1章 総則

目的

第1条 この条例は、墨田区における協治(ガバナンス)によるまちづくりの基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、区民等及び区のそれぞれの役割並びに協治(ガバナンス)によるまちづくり推進のための区政の仕組み等を定めることにより、もって区民福祉を増進させ、だれもが安心して快適に暮らすことができる、魅力や活力あふれる地域社会を実現することを目的とします。

用語の定義

第2条 この条例における用語の意義は、それぞれ次に定めるところによります。

- (1) 協治(ガバナンス) 区民等及び区が、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、ともに考え、ともに行動することで、地域の課題を解決していく社会のあり方をいいます。
- (2) 区民等 住民(区内に住所を有する者をいいます。)若しくは区内で働き、学ぶ個人又は区内で事業活動その他の活動を行う個人若しくは団体をいいます。
- (3) 事業者 区民等のうち区内において事業活動を行う者をいいます。
- (4) コミュニティ 区民等のうち区内のそれぞれの地域においてその地域を基盤とする、又は目的を共有する組織又は団体をいいます。
- (5) 区 区議会及び区長等をいいます。
- (6) 区長等 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいいます。
- (7) 区政への参加 区の政策等の企画立案、実施及び評価の各過程(以下「政策過程」といいます。)に、区民等が自ら主体的にかかわることをいいます。
- (8) 協働 地域の課題解決に向けて、共通の目的を持ち、互いに対等な立場で協力し合うことをいいます。

第2章

協治(ガバナンス)によるまちづくりの基本理念及び基本原則

基本理念

第3条 協治(ガバナンス)によるまちづくりは、区民等及び区がともにまちづくりを担う主体であることを基本として、行われるものとします。

基本原則

第4条 区民等及び区は、基本理念に基づき、次に掲げる事項を協治(ガバナンス)によるまちづくりの基本原則とします。

- (1) 情報の共有の原則 まちづくりに関する情報が、区民等及び区の共有のものであることを認識した上で、まちづくりに関する情報を共有するものとします。
- (2) 参加の原則 区民等は、自主的かつ主体的にまちづくりに参加するものとします。
- (3) 協働の原則 地域社会にかかわる多様な主体の協働を基本として、まちづくりを行うものとします。

第3章 協治（ガバナンス）による まちづくりを担う主体

[第1節 区民等の役割]

区民等の権利

第5条 区民等は、協治（ガバナンス）によるまちづくりを担う主体として、次に掲げる権利を持ちます。

- (1) 区政に関する情報(以下「区政情報」といいます。)を知る権利
- (2) 区の政策過程に参加し、意見を表明し、及び提案する権利
- (3) 自ら主体的にまちづくりを行う権利

区民等の役割

第6条 区民等は、協治（ガバナンス）によるまちづくりを担う主体として、互いのコミュニケーションを大切にし、まちづくりに関する情報を共有する役割を持ちます。

- 2 区民等は、第1条の目的を達成するため、自主的かつ主体的に参加するまちづくりにおいて、互いに協力する役割を持ちます。
- 3 区民等は、まちづくりへの参加に当たっては、自らの発言と行動に責任を持ち、他人の意見と行動を尊重する役割を持ちます。

事業者の役割

第7条 事業者は、協治（ガバナンス）によるまちづくりを担う主体として、まちづくりに参加する上で、他の区民等及び区と互いに連携し、及び協力し、地域社会との調和、環境への配慮その他の社会的責任を果たすよう努めるものとします。

コミュニティの役割・尊重

第8条 コミュニティは、区民等の自主的な参加を通じて、互いに協力して、地域の課題解決に努めるものとします。

- 2 区民等及び区は、コミュニティによる自主的かつ自立的なまちづくりを尊重し、守り育てるものとします。

[第2節 区の役割]

区の役割

第9条 区は、協治（ガバナンス）によるまちづくりを担う主体として、第1条の目的を達成するため、自主的かつ自立した区政運営を行うとともに、区民等と協力しながら、積極的に協治（ガバナンス）によるまちづくりを推進します。

区議会の権限と責務

第10条 区議会は、区政の重要事項に関する意思決定、政策立案、執行機関の監視等の権限を持ちます。
2 区議会は、前項の権限を行使するに当たって、区民等の意見、提案等（以下「意見等」といいます。）を適切に反映し十分に議論を行うとともに、区民等と議会活動に関する情報の共有を図り、開かれた議会運営を行います。

区議会議員の責務

第11条 区議会議員は、区民等の意見等又は地域の課題を的確に把握するとともに、自らの活動に関する情報の発信を積極的に行うものとします。

区長等の責務

第12条 区長等は、自らの判断と責任において、公正かつ誠実に区政を運営し、及び事務を執行します。

区長の責務

第13条 区長は、協治（ガバナンス）によるまちづくり推進のための区政の仕組みの構築を積極的に行うとともに、区組織の横断的な連携及び区職員の育成を促進すること等により、その環境整備に努めるものとします。

区職員の責務

第14条 区職員は、誠実、公正かつ創意を持って職務を遂行し、区民等の信頼を得るよう努めるものとします。
2 区職員は、区民等との連携促進等に関する必要な知識の習得及び能力の向上に取り組むとともに、区民等の意見等を十分に把握し、説明責任を果たすものとします。

第4章 協治（ガバナンス）による まちづくり推進のための 区政の仕組み

[第1節 情報の共有]

情報の共有

第15条 区は、区民等の知る権利を保障し、区政情報について適切な公開及び提供を行うことにより、情報の共有を推進します。

- 2 区は、区民同士が地域の課題解決に向けてまちづくりに関する情報を互いに共有することができるよう努めるものとします。

説明責任

第16条 区は、政策過程において、その必要性、妥当性、内容、効果、手続等を区民等に分かりやすく説明する責任を有します。

応答責任

第17条 区は、区民等から寄せられた区政に関する意見等について、十分に検討し、公正かつ適切に応えるとともに、区政に活用する責任を有します。

情報提供の総合的な推進

第18条 区は、広報広聴の充実を図ることにより、区民等の必要とする情報の把握に努めるとともに、墨田区情報公開条例（平成13年墨田区条例第3号）の定めるところにより、区政情報の提供の総合的な推進を図るものとします。

- 2 区は、情報の提供に当たっては、文書、インターネット等複数の手段を活用し、区民等が入手しやすく、かつ、分かりやすい方法で行うものとします。

審議会等の公開

第19条 区は、審議会、協議会等（以下「審議会等」といいます。）の会議について、別に定めるところにより公開することが適切でない場合を除き、原則として公開します。

請求に基づく情報公開

第20条 区は、区政情報について公開の請求を受けたときは、墨田区情報公開条例の定めるところにより、適切かつ迅速に公開します。

個人情報の保護

第21条 区は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供、管理等について、墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号）の定めるところにより、必要な措置を講じます。

[第2節 区政への参加]

区政への参加

第22条 区は、区民等が区政に参加する機会を積極的に保障します。

- 2 区は、区政への参加について多様な制度を整備し、区民等が容易に区政に参加することができるよう十分配慮するものとします。

参加の対象

第23条 区は、次に掲げる区政運営の重要な事案（以下「重要事案」といいます。）については、区政への参加の機会を区民等に保障するものとします。

- (1) 墨田区基本構想及び墨田区基本計画をはじめとする区政の各分野における施策の基本的な方針その他基本的な計画等の策定及び変更
 - (2) 区民等の生活に関連の深い計画等の策定及び変更並びに事業の推進
 - (3) 区民等に義務を課し、又は権利を制限する内容の条例の制定又は改廃
 - (4) 広く区民等の理解又は協力を必要とする施策又は事業の推進
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、区政への参加の対象外とすることができます。
 - (1) 法令の定めによるもの
 - (2) 地方税の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料等の徴収に関するものに係る案の策定に関するもの
 - (3) 緊急を要するもの
 - (4) 内容の軽微なもの

参加の方法

第24条 区は、区政への参加の機会を区民等に保障するため、その目的に応じ、パブリック・コメント手続、審議会等その他適切な方法を用いるものとします。

2 区は、幅広い区民等からの意見等が求められ、また、区民等による主体的な取組が求められる対象については、区民同士が地域の課題解決に向けて合意形成を図ることができるような参加の方法を選択し、及び工夫するよう努めるものとします。

パブリック・コメント手続

第25条 区は、重要事案については、意思決定を行う前に、あらかじめその案を提示し、区民等からの意見等を広く求め、その意見等を反映する機会を確保するため、別に定めるところにより、パブリック・コメント手続を実施します。

審議会等の委員の公募

第26条 区は、審議会等には、その機関の設置の目的に応じ、年齢、性別等の構成に配慮した公募の委員を加えるよう努めるものとします。

意見等の取扱い

第27条 区は、区民等の参加により示された意見等を踏まえ、区政に適切に反映するよう努めるものとします。

2 区は、区民等から示された意見等及び意見等に対する区の方針を適切な方法により適切な時期に公表します。

[第3節 協働の推進]

協働の推進

第28条 区は、区民等と協働を進めるに当たっては、互いの役割分担について十分な協議を行うものとします。

協働の環境整備

第29条 区は、区民等が協働の意義及び目的を共有し、ともに活動することができるよう支援するための総合的な施策を行うものとします。

2 区は、人材の育成、情報の収集及び提供、活動の機会又は場所の提供、区民等やコミュニティ相互の連携促進、活動に必要な資金助成その他の施策により、必要に応じて、区民等及びコミュニティによるまちづくりを支援します。

第5章 実効性の確保等

条例の普及及び啓発

第30条 区は、区民等が協治（ガバナンス）によるまちづくりを積極的に行うことができるよう、この条例の普及及び啓発に努めます。

条例の見直し

第31条 区は、この条例の施行状況を検証し、その改善に努めるとともに、必要に応じて見直しを行います。

第6章 委任

委任

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行します。

●墨田区協治（ガバナンス）推進条例ができるまで

